



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ー ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 康 夫
(コード番号：7873 東証第一部)
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 河 本 俊 之
TEL：06(6260)1040

株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 27 年 6 月 18 日開催予定の第 47 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、平成 24 年 6 月 26 日開催の第 44 回定時株主総会においてご承認いただいたストック・オプション報酬制度は本事業年度をもって廃止します。

記

1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、当社の取締役（執行役員を兼務する取締役に限り、社外取締役を除きます。以下同じ）及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 本制度の概要

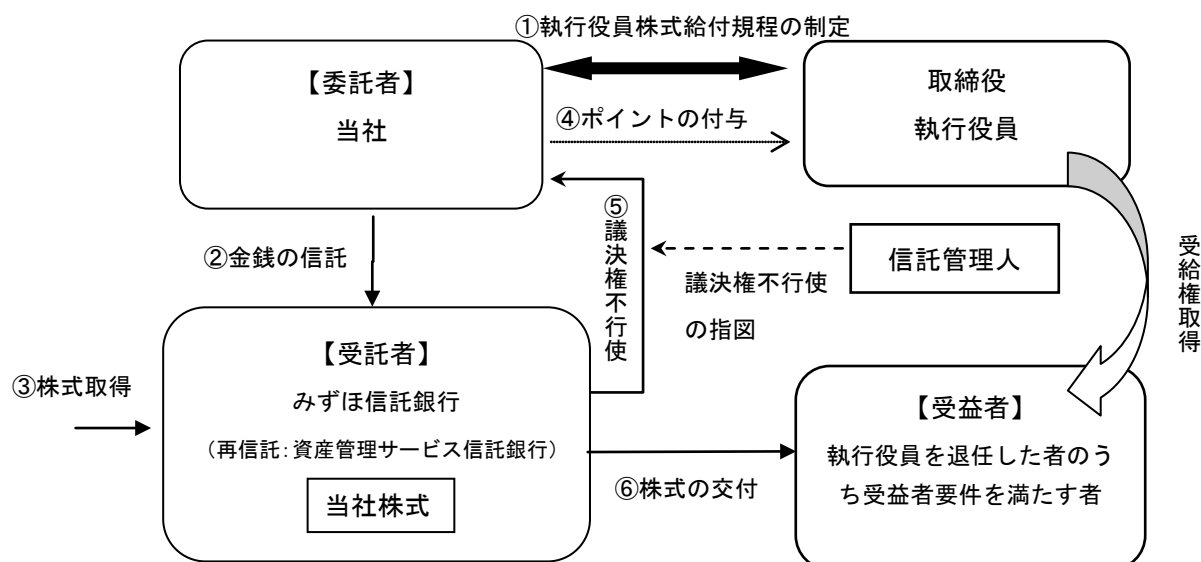
(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役及び執行役員に対して、当社取締役会が定める執行役員株式給付規程に従い、業績達成度等に応じて、当該当社株式及び当該当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が交付又は給付（以下「交付等」といいます。）される株式報酬制度です。なお、当社の取締役及び執行役員が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として執行役員の退任時となります。

(※) 本制度に基づく取締役への当社株式等の交付等は、社外取締役を除く全ての取締

役が兼務している執行役員としての業務にかかる業績達成度等に応じた交付等であり、取締役に対する当社株式等の交付等に関しては、当社執行役員株式給付規程が適用され、また当社株式等の交付等を受ける時期は、取締役退任時ではなく原則として執行役員退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「執行役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「執行役員株式給付規程」に基づき取締役及び執行役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、執行役員を退任した者のうち執行役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役及び執行役員（なお、当社親会社からの出向取締役、社外取締役、監査役は本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

平成 27 年 8 月 28 日（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、執行役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（6）及び（7）に従って株式交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、本株主総会で、本制度の導入をご承認いただいた場合には、当社は、平成 28 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「当初対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく取締役及び執行役員への交付を行うための株式の取得資金として、183 百万円（内、取締役分 85 百万円）を上限として本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、本信託における取得株式数の上限は、平成 27 年 5 月 19 日の終値 132 円を適用した場合、取得する当社株式の上限数は約 13,863 百株（単元未満株数は切捨）となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として 3 事業年度ごとに、以後の 3 事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく取締役及び執行役員への交付を行うための株式の取得資金として、183 百万円（内、取締役分 85 百万円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（取締役及び執行役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役及び執行役員に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく交付の原資又は株式取得の原資に充当することとしますので、当社が当該次期対象期間において追加拠出することのできる金額の上限は、183 百万円（内、取締役分 85 百万円）から、残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって、残存株式等の金額とします。）を控除した金額とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、183 百万円を上限として同金額相当の当社株式を取得するものとします。本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

(6) 取締役及び執行役員に交付される当社株式数の算定方法

各取締役及び執行役員には、各事業年度に関して、執行役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与します。

取締役及び執行役員に付与する1事業年度当たりのポイント数は、61百万円（内、取締役分については28百万円）の範囲内において付与する数を上限とします。これは、現在の当社取締役及び執行役員報酬の支給水準、当社の業績の推移と今後の見通し、当社の取締役及び執行役員の員数の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役及び執行役員に付与されるポイントは、下記(7)の株式交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

交付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役および執行役員のポイント数は、退任時までに当該取締役および執行役員に付与されたポイントを累積した数（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

(7) 取締役及び執行役員に対する当社株式等の交付等の時期

当社の取締役及び執行役員が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として執行役員の退任時となります。

当社の取締役及び執行役員が退任し、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該取締役及び執行役員は、確定ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けることができます。この場合、取締役及び執行役員は、当該確定ポイント数に対応する当社株式の80%（単元未満株数は金銭給付）について交付を受け、又残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることになります。

（信託期間中に取締役又は執行役員が死亡した場合には、当該取締役又は執行役員の相続人が、当該取締役又は執行役員に付与されたポイントに対応する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、当該金銭の給付を受けることになります。）

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する取締役および執行役員に対し、各々が保有

するポイントの数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、執行役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役及び執行役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：執行役員を退任した者のうち執行役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成27年8月28日（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成27年8月28日（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成27年8月28日（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上